

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千二百五十三人」を「七千二百七十六人」に改め、同項第九号中「百三十三人」を「百三十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。